

平成 17 年度 市民団体における PRTR 制度に対する意見調査(抄)

本資料は、平成 17 年度環境省請負調査として WWF ジャパンが実施した調査結果の概要を記したものである。この中で述べられている見解等は、調査実施者のものであり、環境省の見解等を示すものではない。

I 調査概要

1 調査目的

わが国において PRTR 制度の運用がはじまってからすでに 4 年を経て、市民団体による PRTR 情報提供ホームページ等も開設されるなど、本制度に対する市民の認知も徐々に広まりつつあると考えられる。しかしながら、PRTR 情報の市民活用の面においては、いまだ具体的な活用事例も限られており、不十分といわざるを得ない。

本制度が基づく「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行後 7 年の施行状況の点検を控え、これまでの運用を通じ市民側が同受け止め、どのように評価しているかを把握する必要がある

このため、まず PRTR 情報の市民活用を考える基礎情報として、広く一般の環境問題に関わる市民団体の化学物質問題及び PRTR 制度に対する認知や問題意識等を把握する。次にすでに PRTR 情報提供等に取り組む市民団体が現行の PRTR 制度に対する具体的な評価、要望などを調査する。

2 調査内容及び方法

1) 環境問題に関わる市民団体に対するアンケート調査

「環境 NGO 総覧データベース」(独立行政法人環境再生保全機構)登録団体の内、メールアドレスが記載されている団体 2159 に対し、電子メール/インターネットによるアンケート(*)を実施した。調査内容は大きく化学物質問題への関わりと PRTR 情報の利用の 2 つからなる。

2) 化学物質問題に関わる市民団体に対するヒアリング等による調査

実際に PRTR 情報提供に関わっている 7 つの市民団体(活動範囲が全国レベルの 5 団体、地域レベルの 2 団体)に対し、現行の PRTR 制度の問題点や要望等を具体的な項目毎に尋ねた。回答は多くの場合書面で受け取ることとした。

3 調査実施期間

平成 17 年 7 月 15 日から平成 18 年 3 月 31 日

II 環境 NGO の化学物質情報利用に関するアンケート調査

1. 調査結果概要

アンケートを送付した 1751 団体の内、25%に相当する 429 団体から回答を得た

1) 化学物質問題全般に対する取組

化学物質に関心を持つと答えた団体は 336 (78%) であったが、これはアンケート送付した母集団の 19%に相当する。回答しなかった 1322 団体全てを関心なしのグループとみなせば、環境 NGO の 81%は化学物質問題に関心を持っていないことになる。

関心を示した団体については、特に気になる製品分野として農薬や農畜水産物、化粧品などを多くあげ、その他日用品や家具、家電等にはそれほど問題意識は持っていないようであった。また影響を受ける対象としては生態系が最も多くあげられたが、環境 NGO という母集団の属性から理解できる。

化学物質をテーマとした取組を行っている団体と今後取り組む可能性がある団体を合わせるとほぼ半数の 172 団体になる。これらは潜在的な PRTR 情報活用者と考えることができる。残りの半数は取り組んでいない理由として優先度が低い、人手不足、情報不足などをあげている。

2) PRTR 制度について

a. 認知

関心を示した 336 団体の内、201 団体 (60%) が「PRTR」という言葉を認知していた。残りの全ての 1550 団体は全て認知していないとすれば、環境 NGO 全体の認知度は約 11%ととなる。

制度を認知している 201 団体の内、「よく知っている」「ある程度知っている」「少し知っている」「知らない」の 4 段階に分けると、それぞれ 33 団体 (16%)、71 団体 (35%)、73 団体 (37%)、24 団体 (12%) であった。約半数は「ある程度知っている」以上ということになるが、これは母集団の 5.9%程度である。

b. データへのアクセス

内容を知らないと回答した 24 団体を除いた 177 団体の 79%は PRTR は役立つと考えている。しかし実際にデータを入手したのは 48 団体 (27%) で、71 団体 (40%) は新聞・報告書などにより、データを見たことのない団体が 56 (32%) あった。

データの入手経路としては、36 団体 (75%) が環境省のホームページと圧倒的に多く、次に企業の報告書や HP で、その他はやや少ない。国にデータを請求したのは 7 団体 (15%) のみであった。

c. データの活用

データを入手した 48 団体の具体的な活用では仲間同士の勉強が最も多く半数の 25 団体 (52%)、事業者や行政との話し合いに使った例はそれぞれ 10 団体 (21%)、7

団体（15％）であった。活用しなかった 13 団体（27％）のほとんどは活用の機会がなかったとしており、勉強会のみで終わったケースと合わせる 79％にもなる。

d．制度に対する評価

現行の PRTR 制度に対する評価をデータを入手した団体にきいたところ、改善を求めるもの 24 団体（50％）で現在のままでよいとするもの 7 団体（15％）となった。改善へ向けた具体的な意見の内、制度の誤解に基づく意見や本制度と直接関係のない意見等を除き、主なものを以下に列挙する。

- * 対象物質選択基準に加える：主な環境ホルモン物質
- * 対象業種として加えるべき：農家や農薬散布業者/マリナー業、漁業組合、観光船業など
- * 届出項目として追加：取扱量
- * 推計：プレジャーボートの排出推計に業界からのデータを使うのは信用できない/水上バイク、バス釣り等持込艇の排出が過少である/もっと正確な推計を
- * データの公表：個別事業所データをウェブ上で公開/手数料なしでデータを入手可とすべき/データが加工しにくい/排出量だけでなく毒性換算したリスクも表示すべき
- * その他：未届け対象事業者のチェック/対象物質と有害性情報を市民が活用しやすいよう改善を/データを製品に添付するなどして公開すべき

2．集計結果

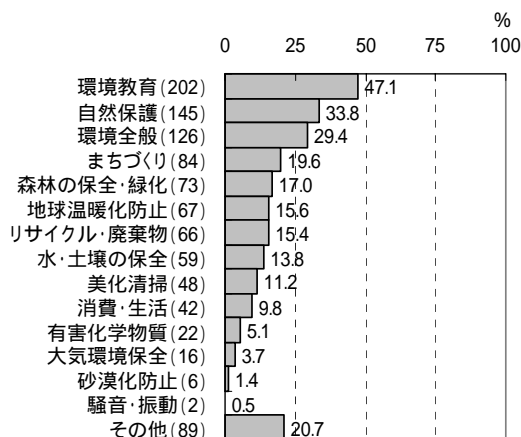
1) 化学物質全般

429 の市民団体から有効な回答を得た（回収率 24.5％）。環境教育、自然保護活動に取り組む団体が多く、有害化学物質に関する活動をしている団体は 22 団体であった。これら 22 団体については、付随した活動として、環境全般（9 団体）、消費・生活（7 団体）、リサイクル・廃棄物（6 団体）等のテーマに取り組んでおり、その活動規模は全国規模での活動、都道府県・地域レベルでの活動を展開している団体が半数ずつであった。都道府県・地域レベルの活動については、特定の地域に集中している傾向はみられなかった。

表 1．アンケート配信結果

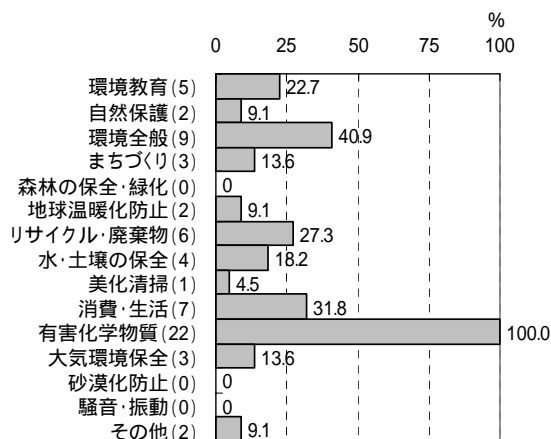
対象抽出数	アドレス無効	最終配信数	有効回答	回収率
2159	408	1751	429	24.5%

図1．回答のあった団体の主たる活動分野
(複数回答：3つまで)



カッコ内：団体数
N=429 化学物質に関心のある団体

図2．有害化学物質活動団体が取り組む
その他の活動分野 (複数回答：2つまで)



カッコ内：団体数
N=22 有害化学物質活動団体

a．化学物質に関する問題への関心

全体の8割近く、336団体が関心を持っていると回答。活動分野別では、砂漠化防止、大気環境保全、水・土壌の保全等をはじめ、すべての区分において6割以上の団体が関心あると回答。市民団体の活動に化学物質が関わる問題が広く関わっていることが伺えた。

図3．化学物質に関する問題への関心
(N = 429 団体)

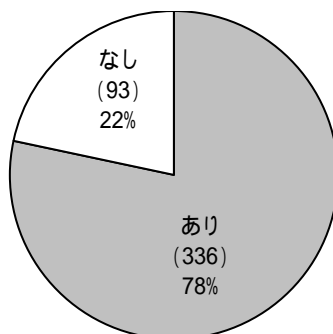
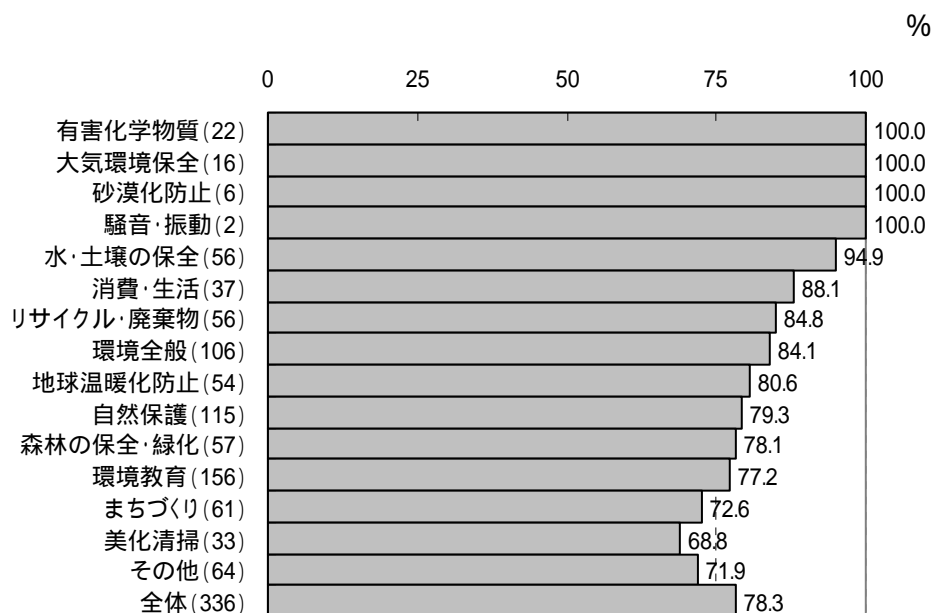


図 4 . 化学物質に関する問題の活動分野別関心度

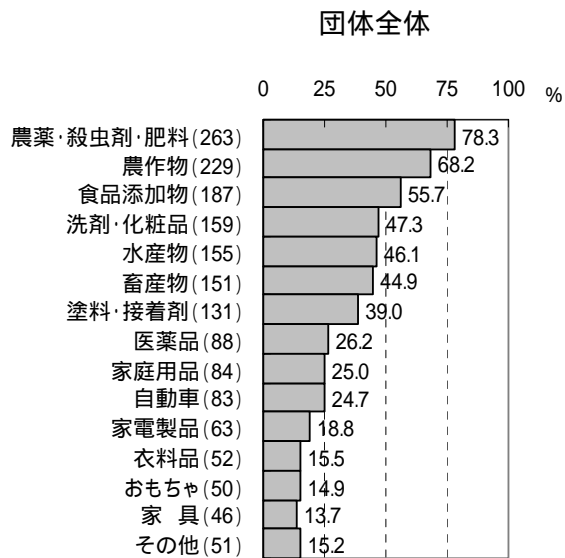


カッコ内: 関心のある団体数

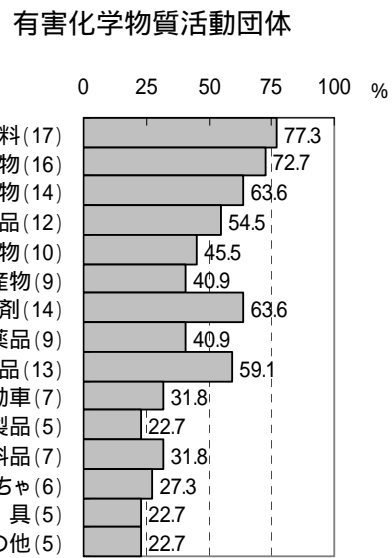
b . 有害化学物質の観点から気になる製品グループ

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体について、有害化学物質の関連から気になる製品グループは、半数以上の団体が、農薬・殺虫剤・肥料、農作物、食品添加物を取り上げた。また、化学物質に関する問題に関心があると回答した有害化学物質に関する活動をしている 22 団体に限っても傾向は同様であったが、塗料・接着剤、家庭用品についても半数以上の団体を取り上げている。その他の製品として、産業廃棄物、一般廃棄物、建材、工業廃水などが複数団体から回答があった。

図 5 . 有害化学物質の観点から気になる製品グループ (複数回答)



カッコ内:団体数
N=336 化学物質に関心のある団体

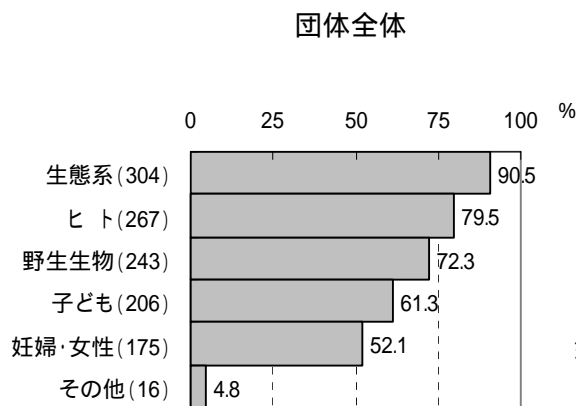


カッコ内:団体数
N=22 化学物質に関心のある有害化学物質活動団体

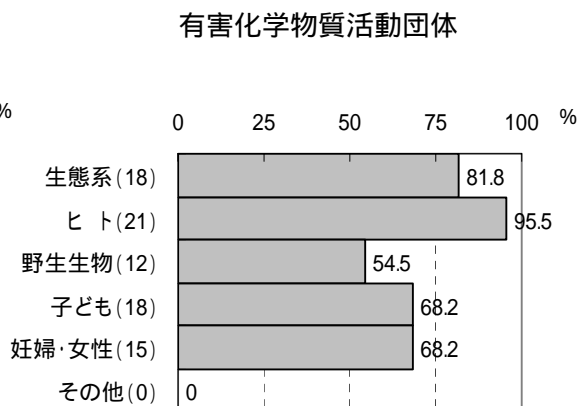
c. 化学物質の影響を受ける対象として気になるグループ

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体について化学物質の影響を受ける対象として気になるグループは、ヒト、生態系をあげた団体が多かった。その他として、次世代、ペット、開発途上国等の回答が見られた。また、化学物質に関する問題に関心があると回答した有害化学物質に関する活動をしている 22 団体については、野生生物に対する影響についての関心が相対的に低い傾向が見られた。

図 6 . 化学物質の影響を受ける対象として気になるグループ (複数回答)



カッコ内:団体数
N=336 化学物質に関心のある団体



カッコ内:団体数
N=22 化学物質に関心のある有害化学物質活動団体

d . 化学物質をテーマとした活動の実施状況

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体の化学物質をテーマとした活動の実施状況については、半数の団体が、「取り組んでいる」、「取り組む可能性がある」と回答。活動分野別では、関心度の高い分野においても、有害化学物質を主たる活動分野と回答した団体を除いては、取り組みの実施状況が 50%以下がほとんどであった。

図 7 . 化学物質をテーマとした活動
(N = 336 団体)

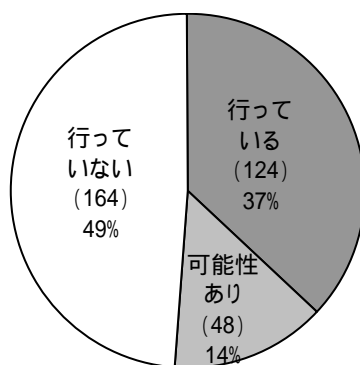
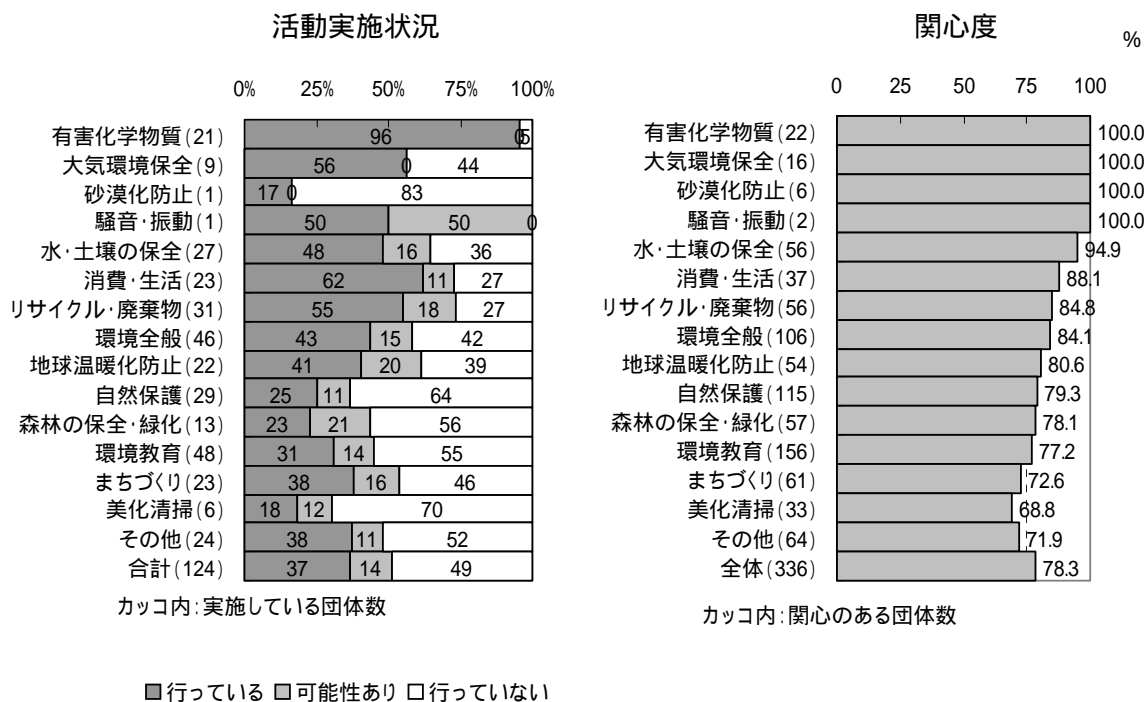


図 8 . 化学物質テーマの活動実施状況と関心度 (団体区分別)



e . 化学物質をテーマとした活動の形態 および活動を行っていない理由

活動形態については、7割以上の団体が普及啓発活動を実施しており、ついで調査研究活動が約半数を占めた。活動を行っていない理由としては、優先度が低いと半数以上の団体が回答し、人手不足、情報不足、資金不足を上回った。その他の理由として、活動の切り口、視点が分からず取り上げにくいという回答が複数見られた。

図9 . 化学物質をテーマとした活動の形態 (複数回答)

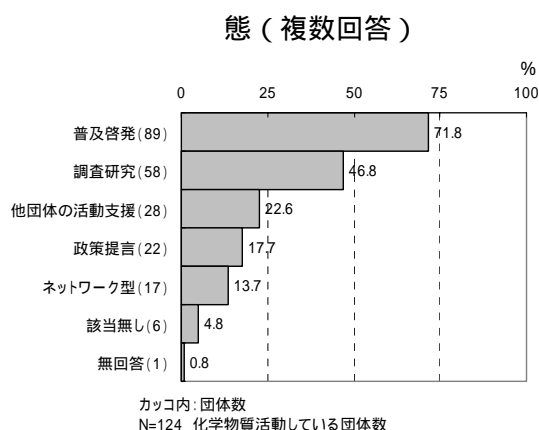
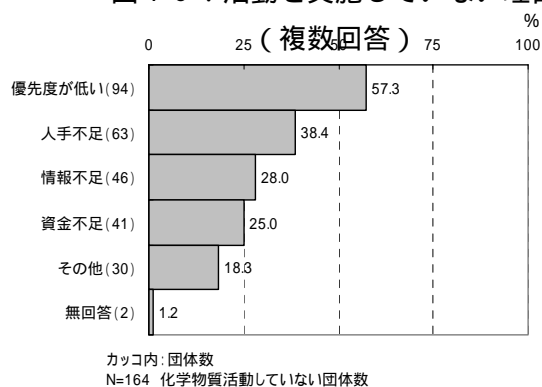


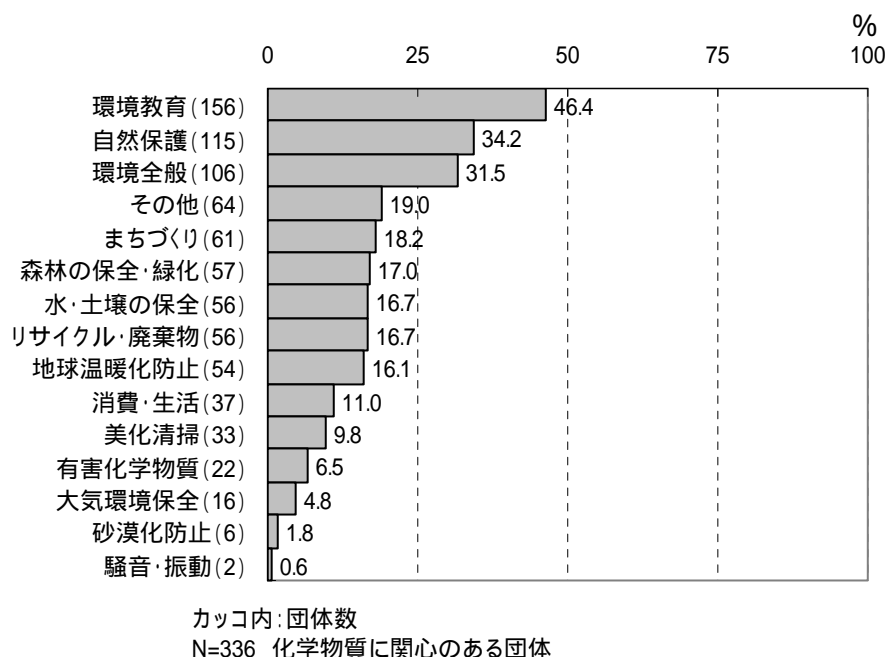
図10 . 活動を実施していない理由 (複数回答)



2) P R T R 制度

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体を対象に P R T R 制度の認知度、利用度等について、アンケートを実施した。有害化学物質に関する活動をしている団体は 22 団体あった。都道府県・地域レベルの活動については、特定の地域に集中している傾向はみられなかった。

図11 . 団体の活動分野 (複数回答)



a . 化学物質管理促進法、P R T R の認知度

化学物質の問題に関心のある団体の6割(201団体)が、「化学物質管理促進法」、「P R T R」という言葉を耳にしたことがあると回答。その9割(177団体)がP R T Rの内容を認知していると回答。内容を認知している団体数は、実際に化学物質に関する活動を行っている団体数(124団体)を上回っている一方、有害化学物質活動団体(22団体)のうち、2団体が聞いたことがないと回答している。

図12 . 「化学物質管理促進法」、「P R T R」という言葉の認知度

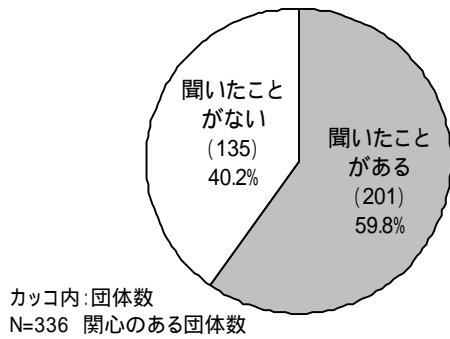


図13 . 「化学物質管理促進法」、「P R T R」の内容の認知度

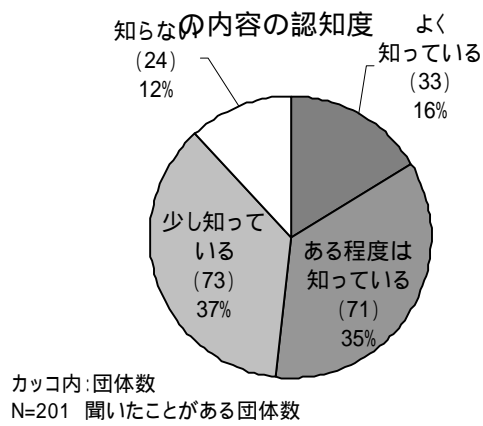


図14 . (活動分野別)「化学物質管理促進法」、「P R T R」という言葉の認知度

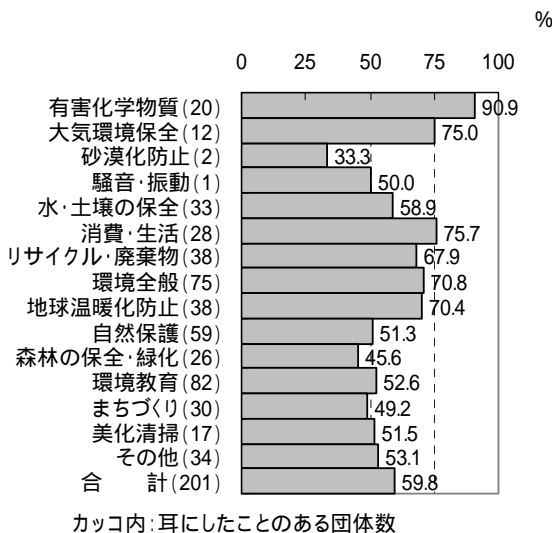
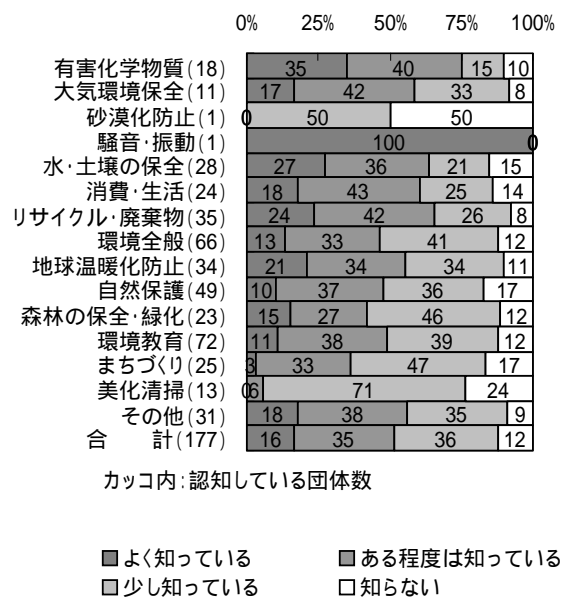


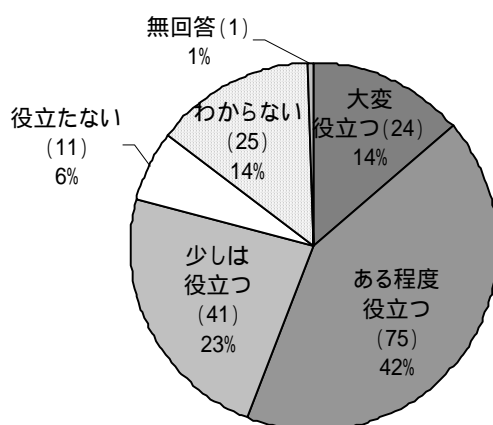
図15 . (活動分野別)「化学物質管理促進法」、「P R T R」の内容の認知度



b . P R T R で得られるデータの有用度

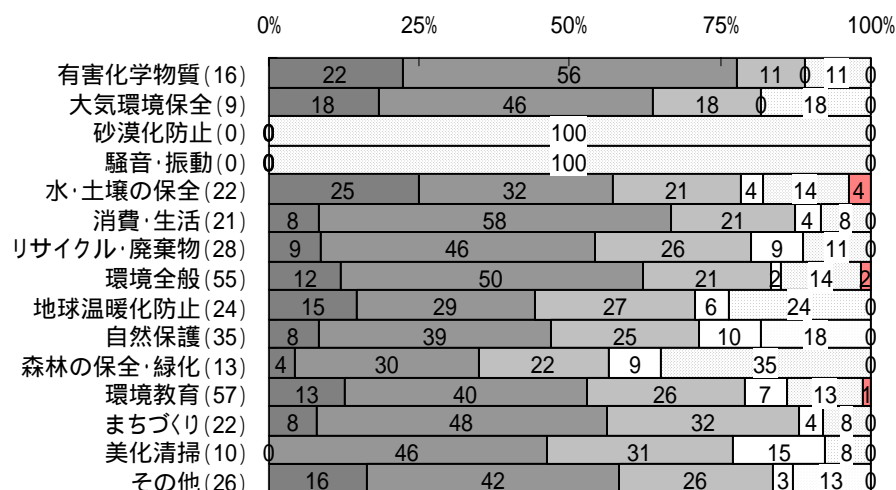
P R T Rを知っていると回答した 177 団体の 8 割近くの団体が、P R T Rデータが役立つと回答。有害化学物質活動団体については、全体平均を上回る 9 割近くが役立つと回答。

図 1 6 . P R T Rデータの有用度



カッコ内: 団体数
N=177 内容を認知している団体数

図 1 7 . (活動分野別) P R T Rデータの有用度



カッコ内: 役立っている団体数

■ 大変役立つ ■ ある程度役立つ □ 少し役立つ
□ 役に立たない □ 分からない ■ 無回答

c. P R T Rデータの閲覧経験、入手ルートについて

P R T Rを知っていると回答した177団体のP R T Rデータの閲覧経験については、自らP R T Rデータを収集したのが27%（48団体）であった。有害化学物質活動団体については、8割以上の団体が、自ら収集している。

入手ルートについては、NGOが運営するウェブサイトよりも環境省ウェブサイトや企業の環境報告書/ウェブサイト等が利用されることが多いことが分かった。有害化学物質活動団体については、すべての団体が環境省から入手し、エコケミストリー研究会からの入手がづいた。その他、環境学習グループの仲間、事業所での環境経営支援の中、地方自治体が入手ルートとして挙げられた。

図18. P R T Rデータの閲覧経験
（左：団体全体、右：有害化学物質活動団体）

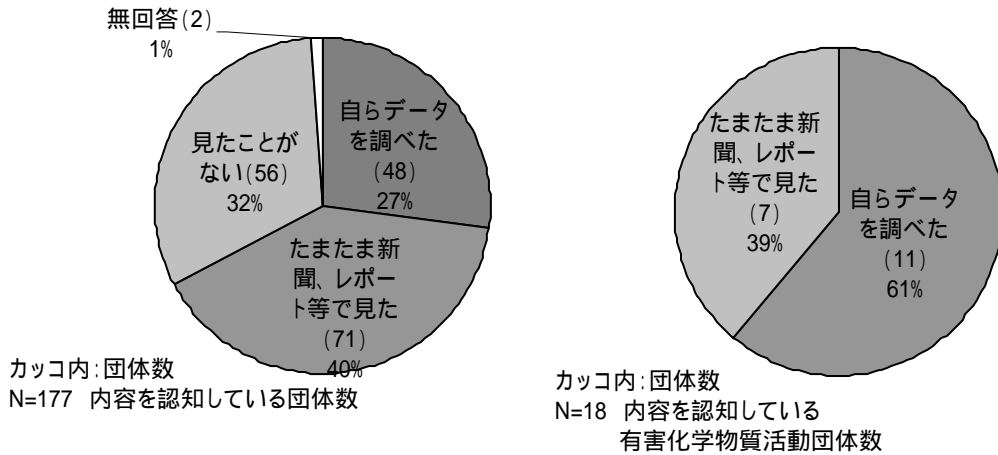
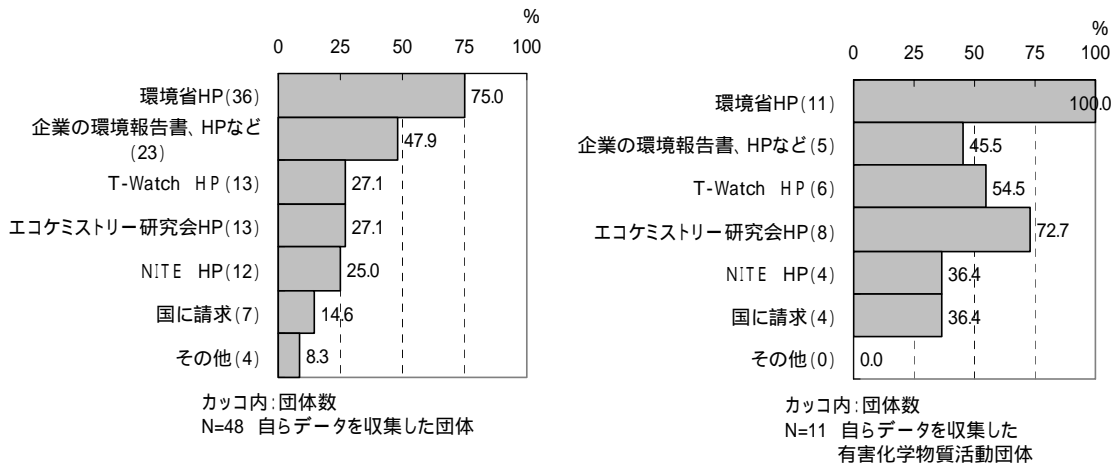


図19. P R T Rデータの入手ルート（複数回答）
（左：団体全体、右：有害化学物質活動団体）



d . P R T R データの活用状況について

P R T R データの活用状況については、半数が仲間同士での勉強会に活用し、行政、事業者など団体外での話し合いに活用したケースは少なかった。データを収集したものの、活用しなかった団体が、団体全体、有害化学物質活動団体ともに3割弱あった。活用しなかった理由については、活用の機会がなかったことが最も多かった。

図 2 0 . データ活用状況 (複数回答)
(左: 団体全体、右: 有害化学物質活動団体)

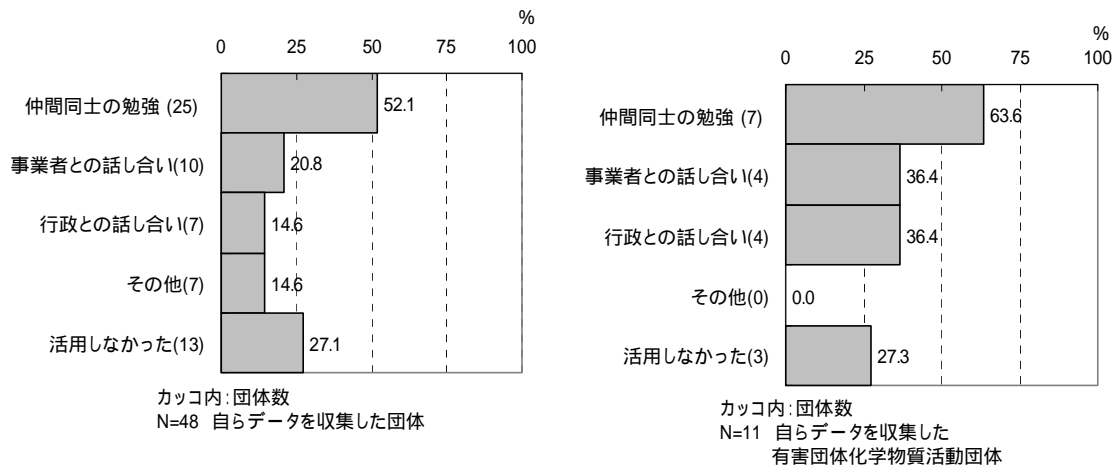
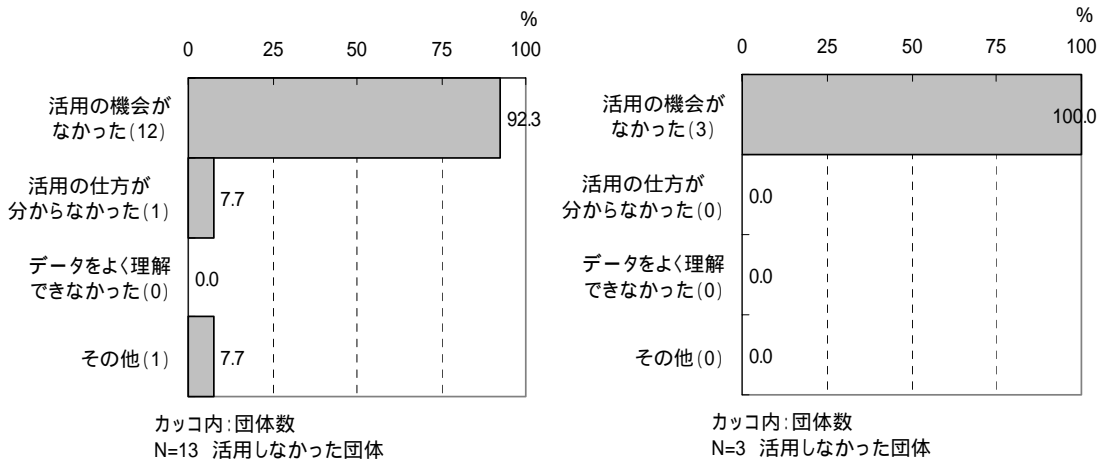


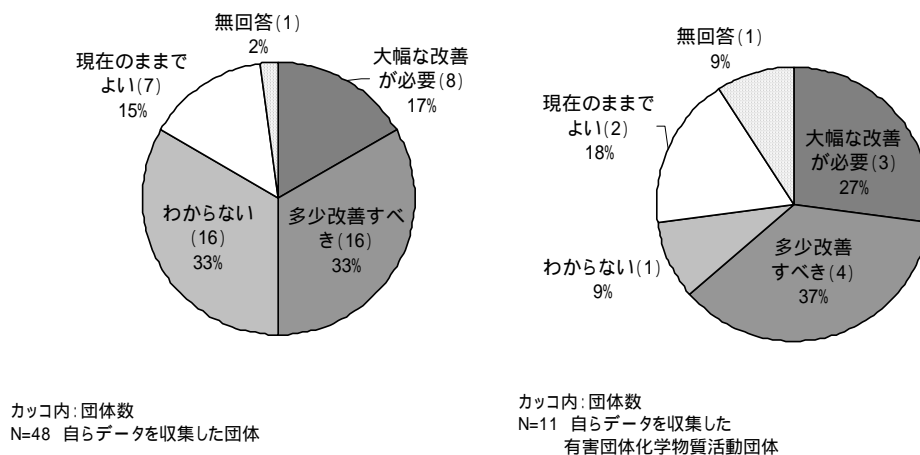
図 2 1 . データ非活用理由 (複数回答)
(左: 団体全体、右: 有害化学物質活動団体)



e . 現行のP R T R制度の評価

現行のP R T R制度の評価については、何らかの改善が必要と回答したのは、団体全体で50%（24団体）、有害化学物質活動団体で64%（7団体）であった。いずれも現在のままでよいと考える団体数を上回っている。

図22 . 現行のP R T R制度の評価
（左：団体全体、右：有害化学物質活動団体）



f. PRTR制度の改善

(1) 届出内容に関する意見

1. 届出対象物質 (11件)

- 追加すべき対象物質の考え方、選出基準をより明確に。工業製品の混合物(例えば工業キシレンなど)の定義の明確化
- 農家や散布業者が使用する農薬を届け出る必要がある
- 物質数を見直す。取扱量から再検討する
工場で生産される製品の自主的な削減をPRTRでは目指しているが、実際に問題が起こっているのは廃棄物問題など市民生活サイドで起こっている。廃棄物、遺棄化学兵器問題を扱っている現場の人間としては、制度の組み立て自体の問題。現場から市民がアクセスできる、あるいは市民が化学物質全体のリスクを認識する方向への転換が必要と考える
- 数が多いですが、現実これだけ使われているわけです。実際はこれ以上です。各物質の解説をデータベースにしてホームページに載せていますが、市民がここまで見に行くことはまれだと思います。危険性のわかりやすい説明がもっと身近なところで見られることが必要だと思います。GEICや各地の環境財団やサポートセンターを見ますが一般的ではないです。公表の方法に工夫が必要だと思います。この物質名を見たら購入意欲はなくなるでしょう
- 対象物質の見直し
- 業者を対象としていたが、それだけでいいか
- 対象物質については、実はよくわからないので評価できません
- ベンゼン等BTEX、PAH類、BTBE(2010までに)
- 同じ有害物質である大気汚染物質等、他の法律で規制のある物質も同じように公表してもらわなければ、地域の正確な化学物質による有害性の評価は出来ない
- すべて

2. 対象業種 (7件)

- 中小の企業へも早急に広げる
- マリナー業、漁業組合、観光船業
建築現場等短い期間で移動する場合は報告不可能であるが、医療業など一定期間以上(たとえば1
- 以上決まったところで事業を行っている事業所)決まった所にいるものはすべて報告するようにしないと実態にそぐわない場合が出てくる
- 廃棄物、遺棄化学兵器
- 対象業種を見直し、追加
- 病院・大学・企業、市民の理解も必要と思う
- すべて

3. 報告項目 (6件)

- 取扱量の報告を義務づける
- プレジャーボート類の排ガス(2サイクルエンジン、4サイクルエンジン、ガソリン、ディーゼルからの大気および水域への移動量)
- 監査の外部導入がよくわからない
- 算出方法についても報告していただきたい
- もっと健康被害をわずらっている人が逆に探れる方向で組み立てるような項目立ても、現実問題切迫した必要性が生じている
- 主な環境ホルモン用物質

4. 裾切基準等 (3件)

- ・ 裾切基準以下かどうか、報告しているかどうかのチェックを行う
- ・ 年間燃料使用量(供給量)100L以下
- ・ 複合影響など未知の領域の研究をもっと進めるべきで、裾切については、勉強していないのでコメントできない

5. その他 (6件)

- ・ 他のいろいろな法律つまりPRTR法、毒劇取締法、農薬取締法等々と重なる部分が多く、整理が必要な気がします
- ・ 届け出者において、わかり易い様式(内容)にして欲しいという声を聞きます。特に、若い担当者においての知識不足を感じます
- ・ 対象物質と有害性情報を市民が活用しやすいように工夫・改善してほしい
- ・ 最近勉強していません。導入時に説明会に参加
- ・ データを製品に添付するなどして、公開するべきである
- ・ 予防原則もPRTRに並行して啓発が必要

(2) 国のデータ公表に関する意見

1. 集計の方法 (4件)

- ・ プレジャーボートからの排出量についてヤマハ発動機等の属する業界からのデータをもとに出しており信用できない
- ・ 小規模施設が対象とならないが、小規模施設のほうの問題を抱えているのでギャップを埋める必要がある
- ・ 最近見ていない
- ・ 速報値も必要

2. データの公表 (8件)

- ・ 排出者ごとのデータを見られるようにする
- ・ 濃度だけでなく毒性換算するなどどれくらい危険なのかをわかるようにする
- ・ 加工しにくい
- ・ 必要
- ・ USAのように手数料なしでデータを入手したい
- ・ 届出データをすべてウェブサイトで公表するべき
- ・ 全国のデータをCDで入手しているが、H13、H14年は県単位でファイルされていたが、H15年データは全国一まとめのファイルの為にパソコン処理に時間がかかるとともに、間違いが出やすい。県単位のファイルでの公表を続けていただきたい
- ・ ホームページ

3. 届出外推計 (3件)

- ・ 移動体からの推計方法を精確にするべき。裾切事業所からの排出量の推計を精確にするべき
- ・ 水上バイク、バス釣り等持ち込み艇が極端に過小な推計となっている。両者は持ち込み艇が多い
- ・ 届出外推計方法の説明が難しい。概略説明文も付けていただきたい

4. その他 (3件)

- ・ 一般への理解や事業者と市民とのコミュニケーションの促進
- ・ 03年度の届出排出量について、きちんと届け出られたか見直すべきである
- ・ 適正な集計を行い、早期に2サイクルエンジン艇の湖沼、河川等での使用を規制すべき

g . 化学物質情報の利用に関するその他意見

Q29 で自由に意見を記入してもらった。回答を大まかに分類し、全ての回答は付録にあるが、ここではその中から PRTR と関連のある意見のみ抽出した。長文の場合は要約して記す。

< 情報公開 >

- MSDS が企業間同士のものとして一般市民に提示してもらえない。製品安全性のデータは消費者である一般市民が必要とする時に断られることなく入手できるようにして欲しい
- 自分たちが利用する海域(水域)の近隣で、化学物質等が流出する可能性のある施設などの情報公開が必要

< 行政 >

- 環境省、経済産業省がそれぞれ独自にやるのではなく、両省が力をあわせて取り組んでもらいたい
- 講師としての派遣はどこにお願いすればよいのか。活動を進める際、行政との協働は可能なのか。また、どの課にご相談すべきなのか。など情報を得たい
- 届出外推計については、家庭など排出の意識が希薄なので環境家計簿のような目に見える形で、各家庭でできる方法はないか。
- 排出量の推定は常に精度を高める方策をとっていただきたい。又、その方策とその結果についても公表されたい。地域全体の各事業所がデータを少なく見積って提出しているのではと疑いたくなることがある。個別を見るとともに地域全体の様子を見て届出データを、国として責任を持って対応して欲しい
- 廃棄物問題は P R T R では対処できない。身近な問題なのであるから、悪臭防止法や大気防止法などを見直し、どうやったら現場のニーズに応えられか、視点を変えるべき
- 第 1 種指定物質についてのみの報告義務を、全ての有害物質を届けるようにし、また全ての業種に届出を義務づけるべき。企業規模や使用量で基準を設けているが、地域での使用全量を把握するには使用量にかかわらず届出を義務付けるべき
- 環境アセスにおいても共通するが、データへのアクセスはもとより、レファレンス、ファシリテートの機能が不備なため、制度があっても有効に使えていない

< 普及啓発 >

- この法律の問題点のひとつは、多くの中小事業者がその存在を知らないこと。また、多くの情報が W E B で検索できるが、多くの中小事業者はその所在や検索方法を知らない

- 化学物質アドバイザーの養成
- その他には、一般への普及啓発が不足していることを訴えるコメントが非常に多く寄せられた。

< 情報提供 >

- MSDS の総合的なサイトがあれば便利
- 商品検査で使用する化学物質について業者から提供される MSDS データを活用する程度で、P R T R データをどう活用出来るか、十分理解していない
- 一般にも化学物質管理促進法が浸透しているとは言いがたい。それは、情報の告知方法にも関係している。わかりやすく、誰もが読みやすい報告書の作成・配布を希望
- P R T R データは重要だが、消費者にとっては量だけでは生物や生態系、人などにとって望ましいのかどうかの分析ができにくい。専門知識がないと理解しにくい。
- どこで、誰が、どんな物質を、どれだけ製造、使用しているか等が検索できるデータベースが欲しい
- 現在は知識不足だが、身近な地域の情報が手軽に手に入り、理解しやすいものならば利用してみたい
- 各地域や市町村での化学物質排出量の結果から、その地域の化学物質による汚染度を示す指標値が算出でき、汚染度がわかると良いと思う

その他、一般市民にわかりやすい情報提供を求める声が多数あった。

III 化学物質問題に関わる NGO に対するヒアリング調査

1. 調査対象団体

現在わが国で PRTR 情報を継続的にホームページ上で提供している市民団体は 2 団体のみであり、直接・間接的に活動の中で関わりを持っている団体も非常に限られる。本調査対象として、全国レベルで活動している市民団体として 5 団体、地域をベースとして活動している 2 団体をあげた。地域レベルでは他にも PRTR 情報を活用している団体が存在する可能性はあるが、少なくとも全国レベルにおいては 5 団体でほぼ尽くされていると考えられる。

1. エコケミストリー研究会
2. 有害化学物質削減ネットワーク
3. 化学物質問題市民研究会
4. ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
5. (財)世界自然保護基金ジャパン
6. 埼玉西部・土と水と空気を守る会
7. かながわ環境カウンセラー協議会

2. 調査項目

質問内容は次の各項目ごとに意見/提案などを尋ねた。

1) 届出

- a. 対象化学物質
- b. 対象事業者
- c. 届出手続き
- d. 届出項目
- e. 届出義務要件
- f. その他

- d. 移動体
- e. その他

3) 公表

- a. 加工・集計の方法
- b. データの公表
- d. 個別事業所情報の開示
- e. 市民への普及啓発
- f. その他

2) 推計

- a. 届出対象外
- b. 非対象業種
- c. 家庭

4) その他化管法全般について

3. 調査結果概要

1) 届出

a. 対象化学物質

選定基準に難分解性・生物濃縮性などを追加することや有害性情報がなくともHPVのように一定以上の生産量の物質を加えるべきとする意見が多く見られた。また選定にあたってはリスクの考え方を反映させるべきとするもの、対象物質見直しに至るプロセスが不明との指摘もあった。

b. 対象事業者

対象業種の設定は廃止し取扱量を基準とすべき、建設事業者を追加する、排出量の少ない業種は除外するなどがあった。

c. 届出手続き

自治体の役割の強化につながるような制度改正を求めるものがあった。

d. 届出項目

事業者の取組を評価するには不可欠との認識から、取扱量(含む貯蔵量)を追加すべきとする声が全ての団体からあがっている。また、下水道や廃棄物等として移動される先の情報や製品中に含まれる量の集計を求める声も多かった。

e. 届出義務要件

下水道を経由する物質の把握に関心が高く、より実態に近い情報が得られるような改正を求めている。その他、従業員数によるすそ切を廃止し、取扱量を基準とすべきとする声も3団体からあった。

f. その他

未届け業者に対する方策を求めるもの、報告データのチェックを求める意見が多く見られた。

2) 推計

a. 届出対象外

共通してあげられた意見や特記すべきと思われるコメントは見あたらなかった。

b. 非対象業種

非対象業種の選び方、推計が不十分であることなどに対する意見の他、対策の優先度の低い業種を推計対象外としてもよいとの意見もあった。

c. 家庭

石油ファンヒーターからの排出を含めよという意見のみ。

d. 移動体

特筆すべき意見なし

e. その他

推計データを更に市町村別、また環境媒体別に算出することを求める意見があった。

3) 公表

a. 加工・集計の方法

多様な意見が出された。地域、水域、幹線道路などの地理的情報を取り入れた加工、リスクの考え方を取り入れた加工などの要望が多かった。

b. データの公表

公表内容に関しては県単位でなく、市町村単位を望む声がある。他に公表時期を早めることや、国の PRTR 情報提供ウェブサイトの統合など。

c. 個別事業所情報の開示

ほとんどの団体からホームページ上で個別事業所情報の検索及びデータのダウンロードを可能とすることを求める声があがっている。

d. 市民への普及啓発

この面における取組が不十分であるという認識を反映してか、実に様々な提案があがっている。

e. その他

民間が行う PRTR データ加工/集計などへの国の支援を求める声や、関係者の意見交換の場を設けるなどの意見があった。

4) その他化管法全般について

- ・ H17 年の総務省勧告に対する取組とその結果を公表すること
- ・ MSDS の情報の信頼性向上の取組を求めることや、消費者への提示を義務付けるなど
- ・ リスクコミュニケーションの重要性と現状の課題など
- ・ 自治体の取組を強化するような制度改革
- ・ PRTR の名称をもっと市民にわかりやすい呼び名に

IV まとめ

1. 環境 NGO アンケート調査

環境 NGO を対象にした今回の調査では、化学物質に関心を示した団体は全体の 19% 程度であった。また、それら団体が関心を持つ対象としては農薬類や化粧品などの特定の商品群に集中する傾向があり、家具や日用製品などは比較的少なかった。本来化学物質問題は様々な環境分野それぞれと、何らかの関連を有する横断的性格をもっているが、回答を見る限りではまだ充分理解されていないようである。したがって、PRTR の普及啓発にあたっては、制度自体の説明だけでなく、「化学物質による環境リスク」の理解を図ることが重要であろう。

PRTR 制度に対する認知度は全体のおよそ 11% であった。認知している団体の中でも、内容をある程度以上知っていたのはその半数程度であった。最初の集計データが公表されてからすでに 3 年を経えており、この認知度をどう評価すべきか難しいところである。しかし、環境 NGO は生活 / 消費者系 NGO と並んで PRTR 情報の主要なユーザーグループであることを考えると、ターゲットを絞ったより効果的な普及啓発が望まれる。

データへのアクセスに関しては、圧倒的に環境省のホームページを挙げた団体が多かった。それだけに本ホームページの責任が非常に大きいことを認識する必要がある。個別事業所情報やリスクの重み付けで加工した情報等を見ることができる NGO のホームページの紹介もリンクも貼られていないため、利用者は当該ホームページで得られる集計情報だけが PRTR の全体像と誤解するおそれがある。

データの活用に関しては、事業者や行政との話し合いに使ったのは、データを入手した 43 団体の内 10 団体のみ (21%) で、実際に活用された事例は極めて少ない。リスクコミュニケーションが定着するまでの当面の間は、行政や事業者側からそのような場の設定を積極的に呼びかけることが求められる。

PRTR 制度に対する評価では、取扱量の届出、個別事業所情報のウェブ上での公開、未届け事業者チェックなどヒアリング調査の内容と重なる意見が多く得られた。

2. 化学物質にかかわる NGO ヒアリング調査

化学物質問題に取り組む 7 つの市民団体へのヒアリングを通じて、より具体的な指摘や意見等を聞くことができた。その内容は大きく次の 4 つに集約された。

- 制度の見直し (対象物質、業種などの選定基準、取扱量の届出など)
- 運用の改善 (未届け事業者把握、推計の改善など)
- 情報公開 (個別事業所、MSDS など)
- 自治体の役割強化

これらの意見等は、いわば PRTR 情報のユーザーからの声である。化管法の目的は事

業者の自主的な管理の改善にあり、データベースの利用促進と国民の理解を深める努力が雑則に定められているだけで、利用者の意見等を反映させる仕組みにはなっていない。しかし、PRTR 制度をより実効性のある、国民にも広く活用されるような制度へと進化させるためには、ここに述べられたユーザーとしての意見等を尊重し、制度見直しに最大限反映させることが望ましい。

化学物質情報の利用に関するアンケート

【回答上のご注意】

- 1) ◆は必須項目です。必ずご回答ください。
- 2) お答えの内容によって、次にお答えいただく質問が異なる場合がありますので、「矢印」などにご注意ください。
- 3) 自由に文章をご記入いただく箇所は、特に文字数制限などを設けておりませんので、自由にご記入ください。

◆Q1 団体名をご記入ください。

◆Q2 貴会の主たる活動区分をお選びください。(3つまで)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 森林の保全・緑化 | <input type="checkbox"/> 美化清掃 |
| <input type="checkbox"/> 砂漠化防止 | <input type="checkbox"/> 環境全般 |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質 | <input type="checkbox"/> 水・土壌の保全 |
| <input type="checkbox"/> 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 環境教育 |
| <input type="checkbox"/> 大気環境保全 | <input type="checkbox"/> リサイクル・廃棄物 |
| <input type="checkbox"/> 消費・生活 | <input type="checkbox"/> 自然保護 |
| <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止 | <input type="checkbox"/> まちづくり |
| <input type="checkbox"/> その他 →Q3へ | |

Q3 【「その他」をお選びの方のみ】

その内容を、できるだけ具体的にご記入ください。

◆Q4 主たる活動地域を、お知らせください。(1つだけ)

- 全国
 都道府県 →Q5へ
 地域 →Q6へ

Q5 【「都道府県名」とご回答の方のみ】

具体的な都道府県名をご記入ください。

Q6 【「地域」とご回答の方のみ】

具体的な地域をご記入ください。

◆Q7 団体として、化学物質に関する問題に関心をお持ちですか。(1つだけ)

- 関心がある
 関心がない

[「関心がない」とお答えの方は、こちらをクリックしてください。](#)

Q14 【行っていない団体のみ】

では、活動を行っていない理由を、いくつかもお選びください。(いくつかでも)

- 資金不足
- 情報不足
- 人手不足
- 優先度が低い
- その他 →Q15へ

Q15 【「その他」をお選びの方のみ】

その内容を、できるだけ具体的にご記入ください。

Q16 【今後取り組む可能性がある団体のみ】

具体的に、取り組みたい活動を、ご記入ください。

Q17 「化学物質管理促進法(化管法)」もしくは「PRTR」という言葉を、ご存知でしたか。

- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

[「聞いたことがない」とお答えの方は、こちらをクリックしてください。](#)

**Q18 「化学物質管理促進法(化管法)」もしくは「PRTR」の内容を、ご存知でしたか。
(1つだけ)**

- 知らない
- 少し知っている
- ある程度は知っている
- よく知っている

[「知らない」とお答えの方は、こちらをクリックしてください。](#)

**Q19 「化学物質管理促進法(PRTR法)」で得られるデータは、貴団体の活動に
活かせると思いますか。(1つだけ)**

- 役立たない
- 少しは役立つ
- ある程度役立つ
- 大変役立つ
- わからない

Q20 「PRTRデータ」について、ご覧になったことがありますか。

- 見たことがない
- たまたま新聞、レポートなどで見たことがある
- 自分でデータを調べた

[「見たことがない」「たまたま新聞、レポートなどで見たことがある」とお答えの方は、こちらをクリックしてください。](#)

Q21 「PRTRデータ」の入手ルートを、すべてお選びください。(いくつでも)

- 国に請求した
- 環境省ホームページ
- NITE(製品評価技術基盤機構)ホームページ
- 有害化学物質削減ネットワークホームページ
- エコケミストリー研究会ホームページ
- 企業の環境報告書、ホームページなど
- その他 →Q22へ

Q22 【「その他」をお選びの方のみ】

その内容を、できるだけ具体的にご記入ください。

Q23 「PRTRデータ」を、活用なさいましたか。(いくつでも)

- 行政との話し合いに活用
- 事業者との話し合いに活用
- 仲間同士の勉強に活用
- その他 →Q24へ
- 活用しなかった →Q25へ

Q24 【「その他」をお選びの方のみ】

その内容を、できるだけ具体的にご記入ください。

Q25 【「活用しなかった」とご回答の方のみ】

活用しなかった理由を、いくつでもお選びください。(いくつでも)

- 活用の仕方がわからなかったから
- データをよく理解できなかったから
- 活用の機会がなかった
- その他 →Q26へ

Q26 【「その他」をお選びの方のみ】

その内容を、できるだけ具体的にご記入ください。

Q27 現行の「化学物質管理促進法」という制度をどう評価なさいますか。(1つだけ)

- 現在のままでよい
- 多少改善すべき
- 大幅な改善が必要
- わからない

[「現在のままでよい」「わからない」とお答えの方は、こちらをクリックしてください。](#)

Q28 【Q27で「多少改善すべき」「大幅な改善が必要」とご回答の方のみ】

どの部分をどのように改善するべきか、具体的にご記入ください。

< 届出内容に関して >

1. 届出対象物質

2. 対象業種

3. 報告項目

4. 裾切基準等

5. その他

<国のデータ公表に関して>

1.集計の方法

2.データの公表

3.届出外推計

4.その他

【ここからは、全員の方へお伺いします。】

Q29 化学物質情報の利用に関して、ご意見がありましたら、どのようなことでも結構ですので、自由にご記入ください。

